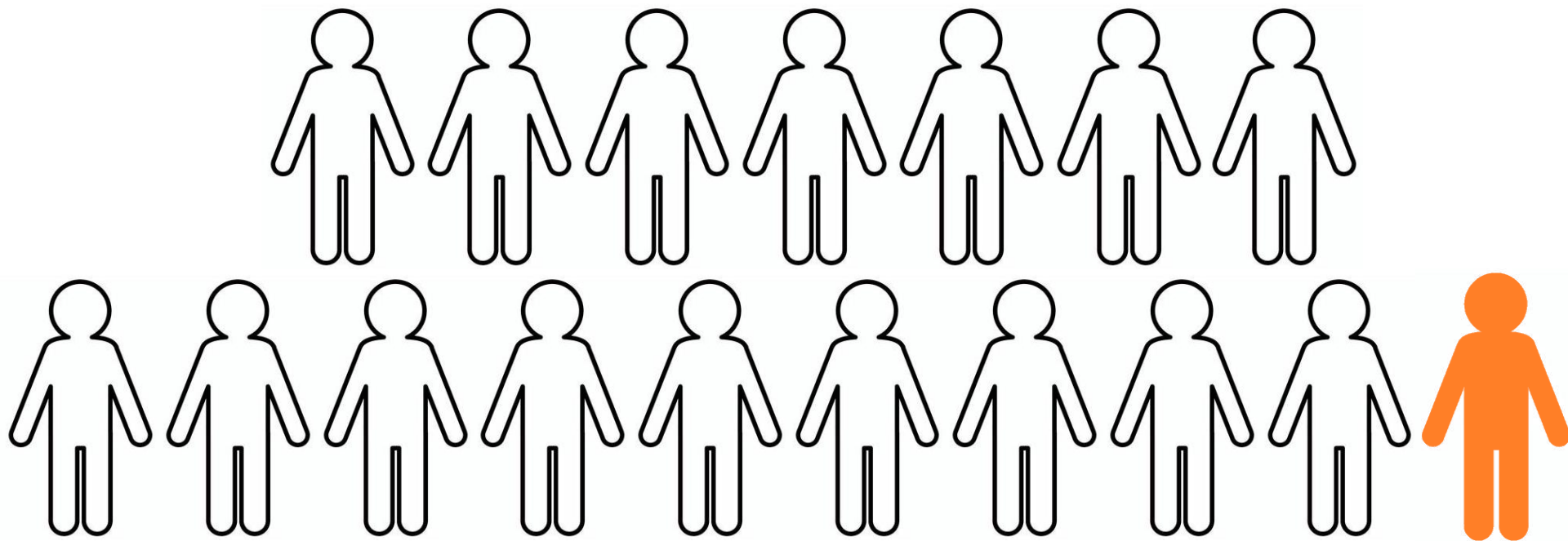


令和6年度教育相談協議会 ヤングケアラー支援について



中学生の17人に1人
クラスに1~2人の割合

本日の説明内容

01 ヤングケアラーの法制化について

02 ヤングケアラーへの「気づき」

03 今後目指すべき方向性

本日の説明内容

01 ヤングケアラーの法制化について

02 ヤングケアラーへの「気づき」

03 今後目指すべき方向性

法改正前のヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを**日常的**に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



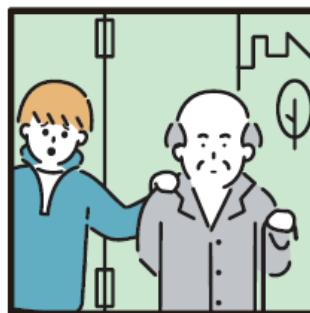
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

責任や負担の重さにより諦めてしまっていること

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを**日常的**に行っているこどものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



自分だけの時間を
持つこと



勉強時間の確保や
受験・進学をすること



部活などの課外活動に
参加すること



友達と放課後に
遊ぶこと



心と体を休めること



大人に理解され
気にかけてもらうこと



未来に夢や希望を
抱くこと描くこと



自由に就職先を
選ぶこと



収入を自分のために
使うこと



自分中心の
人生を歩むこと

—— 年齢が上がるにつれて起こりやすいこと ——

法制化の経緯について

法改正の背景

- ・ ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがなかった
 - ・ 自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなかった
- ⇒ 自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがあった

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、 子ども・若者育成支援推進法を一部改正

公布日施行（令和 6 年 6 月 1 2 日）

改正のポイント

定義

国・地方自治体が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーを
法律に明記

対象年齢

こども期に加え、若者期を切れ目なく支えるという観点から、概ね
30歳未満 の者を支援対象とした
(状況等に応じ、40歳未満を含む。)

自治体の役割

自治体毎の役割を明確化し、
18歳未満は、主に市区町村
18歳以上は、主に都道府県
で対応することとした

法改正のポイント ヤングケアラーの定義について

法改正の示すヤングケアラーのイメージ図



子ども・若者育成支援推進法は、

「家族の介護その他の日常生活上の世話を **過度に行っている** と認められる子ども・若者」
として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

「過度に行っている」とは？

子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「**社会生活を円滑に営む上での困難を有する**」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合



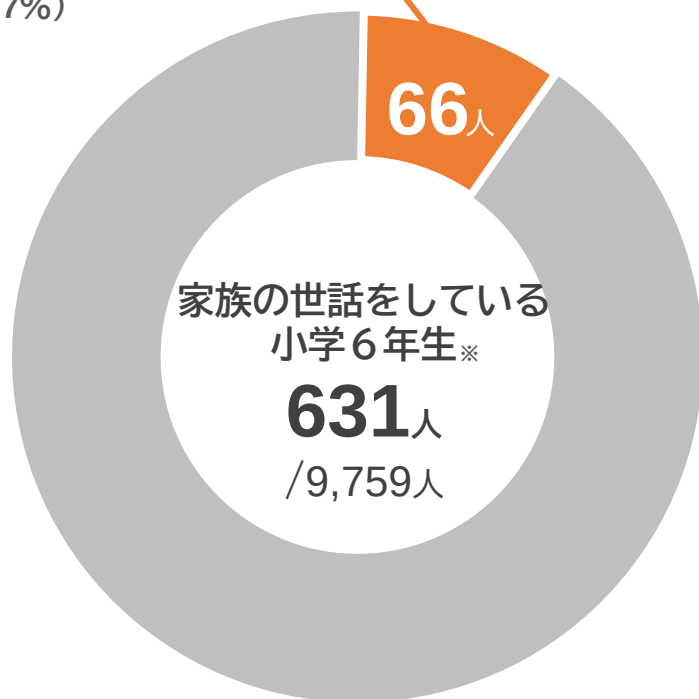
支援対象であるかの判断を行うに当たっては

その範囲を狭めることのないように十分留意し、
一人一人のこども・若者の**客観的な状況**と**主観的な受け止め**等を踏まえ、
その最善の利益の観点から、個別に判断することが重要

支援の必要性・緊急性の高い者

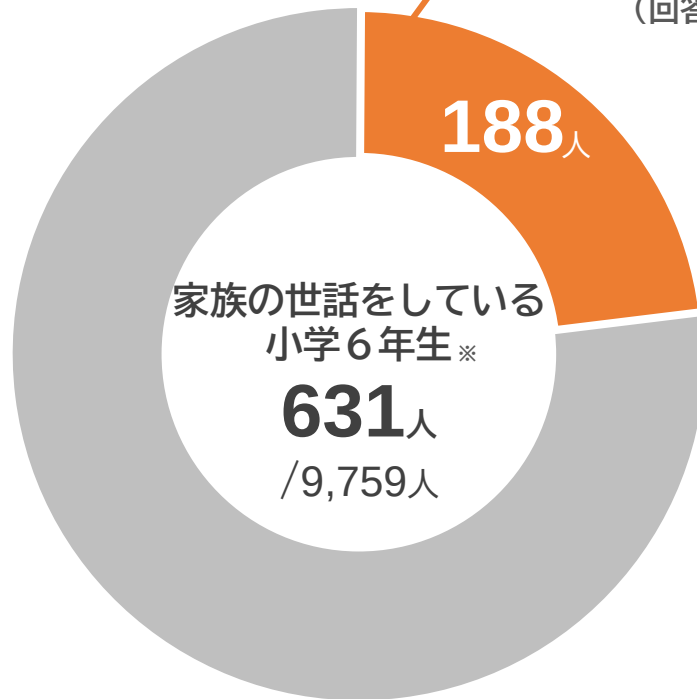
家族の世話をしているのが
「**自分のみ**」

(回答者全体の0.7%)



家族の世話が
長時間(3時間以上/日)

(回答者全体の1.9%)



※ 全国の小学校から350校を層化無作為抽出により抽出

出典:令和2・3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

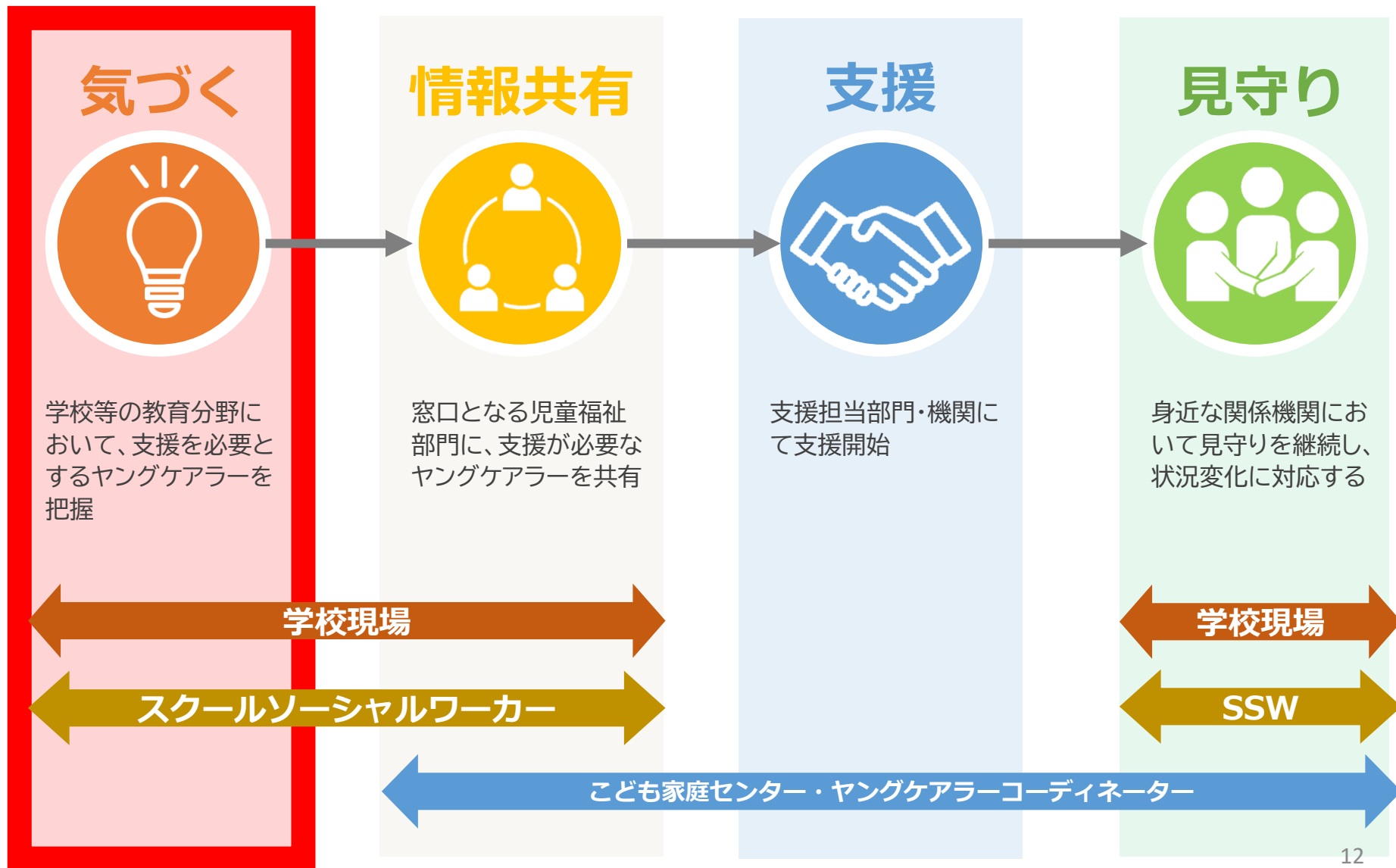
本日の説明内容

01 ヤングケアラーの法制化について

02 ヤングケアラーへの「気づき」

03 今後目指すべき方向性

ヤングケアラー支援の一般的なフロー



ヤングケアラーであることに気づく難しさ

- ヤングケアラーは、**家庭内の問題**であり、**表出しにくい**
- (小さいころから家族をケアすることが当たり前の環境である場合もあり、)
こども自身やその家族が
ヤングケアラーであるということを**認識していない**。
- 障がいを抱える家族の事を**隠したい**と考える、
あるいは家族から**口止め**されている場合がある。

そのため…

**こども、家族と接点を持つ大人が、
ヤングケアラーである可能性に
気づけるようにしておくことが重要**

ヤングケアラーへの気づき

気づく



1

実態調査

こども家庭センターやヤングケアラー支援担当が行う、
個人が把握できる方法により実態調査を活用する。

2

気づきツール

過去の調査研究で設計した「YC気づきツール」等を活用する。

3

研修・出前講座

教員・生徒を対象とした研修や出前講座を積極的に活用し、
こどもの時期から、自身の人権についての「気づき」を促す
など理解促進に努める。

ヤングケアラーへの気づき

気づく



1

実態調査

こども家庭センターやヤングケアラー支援担当が行う、
個人が把握できる方法により実態調査を活用する。

2

気づきツール

過去の調査研究で設計した「YC気づきツール」等を活用する。

3

研修・出前講座

教員・生徒を対象とした研修や出前講座を積極的に活用し、
こどもの時期から、自身の人権についての「気づき」を促す
など理解促進に努める。

実態調査について

今、必要と考える「実態調査」とは？

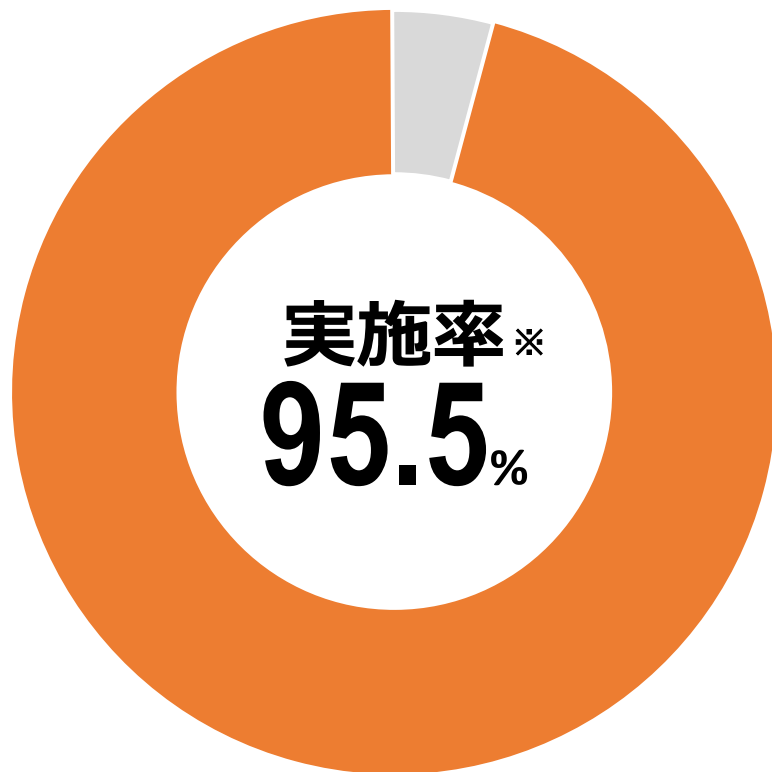
施行通知を通じて、国から各自治体に求めている調査内容は、以下のとおりです。

- 根拠規定
子ども・若者育成支援推進法 第16条(関係機関等の責務)
関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。
一 前条第一項に規定する **子ども・若者の状況を把握すること。**
- 目的
支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握するため
⇒ **こどもがSOSを発信する機会を確保**
- 実施主体
主に市区町村
(主には、こども家庭センターやヤングケアラー支援担当が行うが、教育委員会が実施主体となる場合もある)
- 実施方法
任意の記名式 などの 個人を把握できる方法
- 実施頻度
定期的な実施が望まれる(少なくとも **年に1回** 程度)
- 留意事項
回答するこどもの立場から、回答した後どのような対応が行われるのかなどの見通し(回答内容に応じて面談等を行い、必要な支援を伴走的に検討していく等)をこどもに分かりやすく表示するなど、こども・若者本人の持つ心情に十分配慮し、調査への回答やその後の支援への抵抗感を強めることがないよう留意すること。

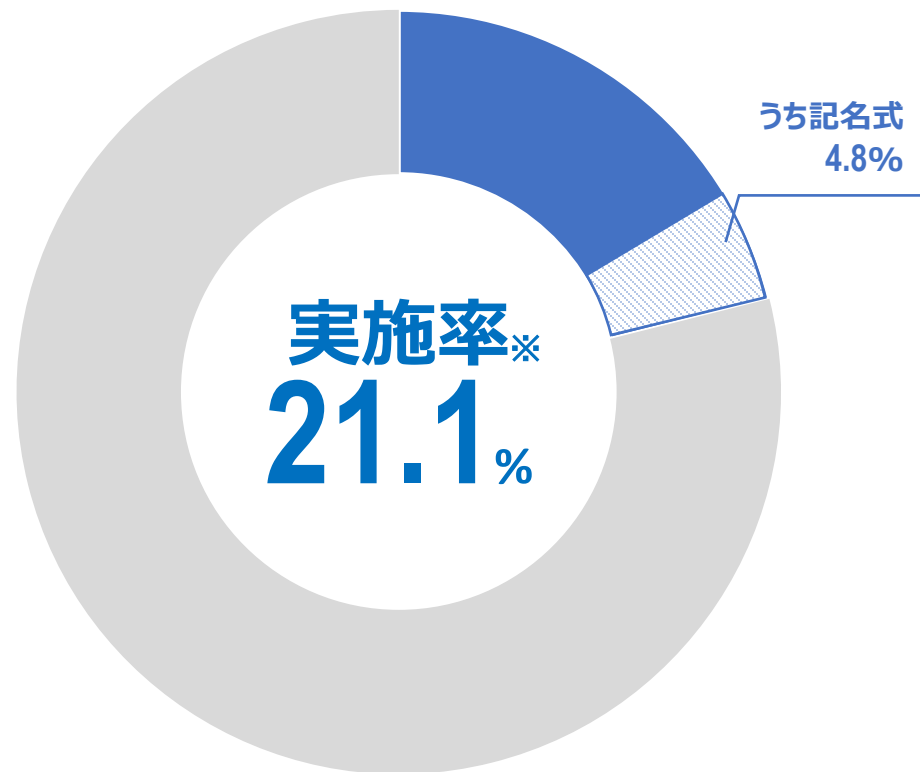
こどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、**学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効**

実態調査の取組状況

都道府県の場合



市区町村の場合



※ 調査の対象学年を絞ったサンプル調査も含まれます。

実態把握は、効果的な支援を行うための第一歩
すべての自治体で実態調査が進められるよう支援を強化

**実態把握には、こどもにとって、
最も身近な学校現場の協力が必要不可欠**



取り組み事例

教育と児童福祉が連携し、ヤングケアラーへの支援に実態調査を活用している事例

子どもの生活に関する実態調査

目的	子どもの生活実態による学校生活への影響、支援ニーズ等を把握し、適切な支援につなげる
調査対象	和泉市立小学校5年生及び6年生の児童 和泉市立中学校1年生から3年生の生徒 和泉市立義務教育学校5年生から9年生の児童生徒
調査方法	アンケート調査（QRコードを活用したオンライン回答）
設問数	17問（うち、ヤングケアラー関係 12問）
回答状況	小学生及び義務教育学校前期課程児童 3,235 件（回収率 96.5%） 中学生及び義務教育学校後期課程生徒 4,079 件（回収率 80.2%）

市教育委員会事務局が市児童福祉担当課と連携し、
実態把握調査※を作成、実施

※ 担当職員が、市教育委員会事務局と市児童福祉担当課を併任することで、教育と福祉の連携体制を構築

支援が必要なヤングケアラーを把握した場合、
学校の教職員での共有を行い、見守りを強化。
ケース会議の実施や必要に応じて
SSWが市児童福祉担当課等関係機関と連携

市教育委員会事務局と市児童福祉担当課が
密に連携を行うことで、ヤングケアラーの
早期発見・対応につなげる。

先行自治体の事例（東京都練馬区）

実施主体：教育委員会
実施年度：令和4年度
実施方法：記名式・無記名式

ふれあい月間調査にヤングケアラーを把握するための設問を追加して、 教育委員会が調査を実施した事例

ふれあい月間調査（既存調査）

目 的	全体のスクリーニング調査
調 査 対 象	練馬区立小・中学校に在籍する全児童・生徒
調 査 方 法	アンケート調査(記名式)
設 問 数	1問

Q. 家事や家族の世話などを行うことで、勉強や遊びの時間をつくるのが難しい。⇒(はい・いいえ)

他自治体では福祉部局が単独で実施した際の回収率が約1割であつたのに対し、練馬区の回収率が9割を超えた。

児童・生徒の家庭・生活状況調査（新規調査）

目 的	詳細なサンプリング調査
調 査 対 象	区立学校に在籍する小学6年生および中学2年生
調 査 方 法	アンケート調査(無記名式)
設 問 数	25 問
回 答 状 況	小学生 5,404 件(回収率 94.6%) 中学生 4,162 件(回収率 91.1%)

学校を通じて調査を行ったことにより、
高い回収率に

学校と福祉部局が連携することで、
より正確かつ広範囲な実態調査が可能に

教育委員会が主体となって把握に取り組んでいる類似事例

香川県、大分県分後大野市、群馬県高崎市 etc

先行自治体の事例（東京都多摩市）

実施主体：子ども・若者政策課
実施年度：令和4年度
実施方法：任意の記名式

記名式の実態調査実施後、学校と連携し個別面談を実施し、具体的な支援に繋げている事例

調査概要

	小学5・6年生	中学1～3年生	高校生世代
周知方法	学校を通じて児童・生徒向け、保護者向けの調査依頼文を配布		高校生世代向け、保護者向けの調査依頼文を郵送
回答方法	児童・生徒本人がWeb上のアンケートフォームにて回答 ※小中学生については、基本的に学校にて調査回答 ※Webでの回答が困難な場合に備え、小中学生向けに紙の調査票を一定部数、各学校へ送付。高校生世代には全件、紙の調査票を同封		
注意事項	調査依頼文に記載されているヤングケアラーの説明を読むか、アンケートフォームに掲載された説明動画を視聴したうえでアンケートに回答		

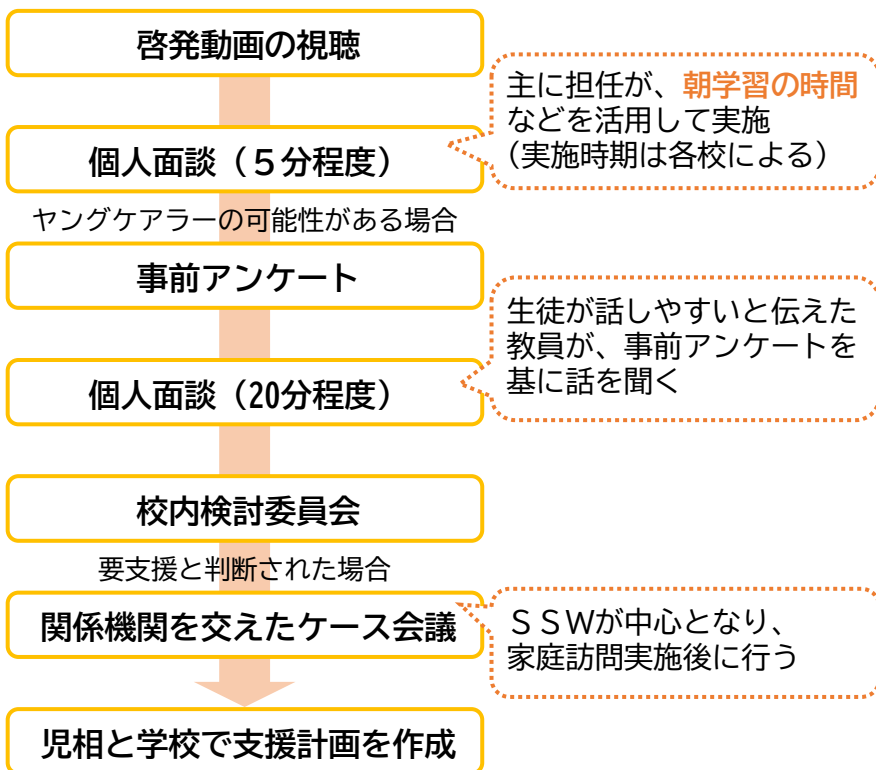
調査結果を活用

調査後の対応

- アンケートの最後に、ヤングケアラーについて悩み、支援を求めることもが任意で記名できる設問を設けたところ、**249件(全体の2.7%)記名あり**
- アンケート終了後、**子ども家庭支援センターでは学校の協力を得ながら順次記名のあったこどもと面談を実施**
- ヤングケアラーに該当すると思われるこどもは、相談支援を継続している。

ヤングケアラーの早期発見・支援に向けて、区内中学校で全生徒への面接を実施

調査の流れ



令和4年度は中学1～3年生の全生徒を対象に実施
令和5年度以降は中学1年生全員を対象に実施

ポイント

- ・ 事前に生徒・教員が啓発動画を視聴することで、より効果的な面談やアンケートを実現
- ・ 教員の負担軽減から、通常の個人面談と併せて実施
- ・ 初回面談では、区の教育委員会で面談の方法や手順、質問項目を作成して提供

【質問例】

- Q 家族との関係で困っていることはありませんか？
- Q 以前視聴した「ヤングケアラー」についてどう思いますか？
- Q 自分も同様の経験をしたことや、現在そう感じていることはありますか？
- Q 後日、そのことについて詳しく聞かせてもらいますが、誰になら話しやすい？

- ・ 事前アンケートでは、①家庭内で支援が必要な家族について、②支援の内容や頻度、③支援のために自分ができていないこと等を回答してもらう

ヤングケアラーの早期発見・支援に向けて、区内中学校で全生徒への面接を実施

区の機関の中で、
こどもにとって **最も近い存在** である **学校** が、
個別面談を実施

令和4年度は、**100**人以上の生徒が2回目の個人面談を受け、
そのうち数十人を、特に支援が必要なヤングケアラーとして、関係機関と連携して支援に繋ぐ

ヤングケアラーの早期発見において
学校・SSWとの連携が果たす役割は大きい

今後の取組

小学校においても、1人1台端末を活用し、子どもが困り事や悩みを端末に入力して、担任が確認できるシステムの導入を検討するなど、**こどもの権利を守る施策** に注力する予定

ヤングケアラーへの気づき

気づく



1

実態調査

こども家庭センターやヤングケアラー支援担当が行う、個人が把握できる方法により実態調査を活用する。

2

気づきツール

過去の調査研究で設計した「YC気づきツール」等を活用する。

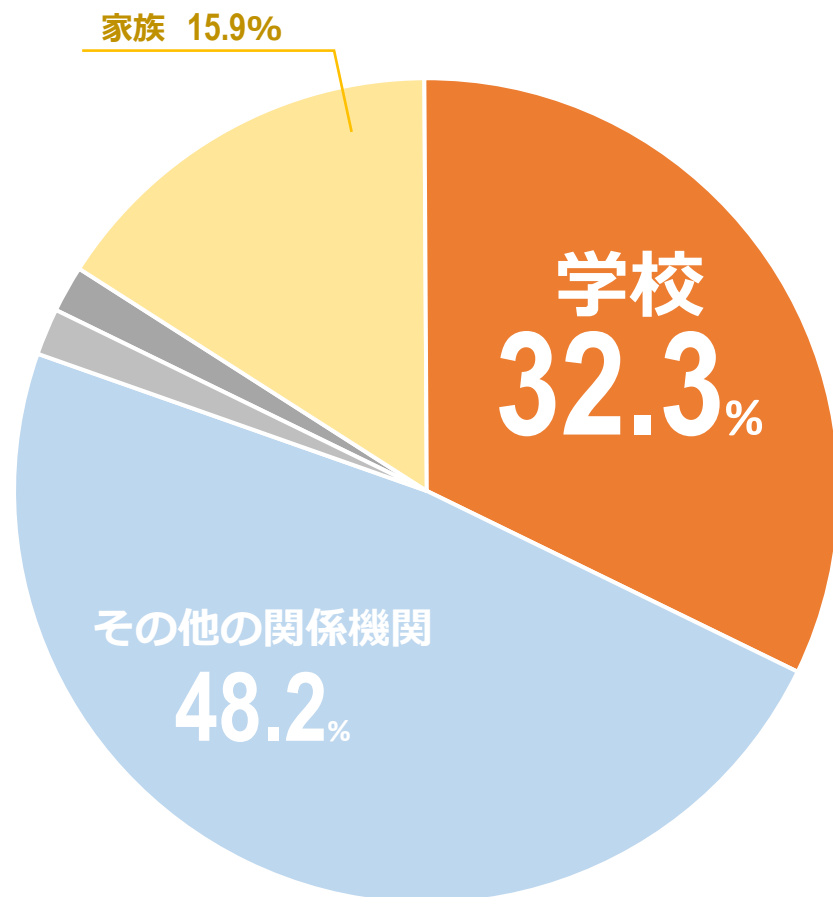
3

研修・出前講座

教員・生徒を対象とした研修や出前講座を積極的に活用し、こどもの時期から、自身の人権についての「気づき」を促すなど理解促進に努める。

学校現場に「気づきツール」を活用いただきたい理由は…

(参考) 神戸市における18歳未満のヤングケアラーに関する
相談経路の内訳



(神戸市調べ)令和3年6月1日～令和6年7月31日 (累計案件数)

相談経路の **3** 割以上が、
「**学校現場**」

こどもと日常的な接点をもつ学校現場では、
相談しやすい環境が整備されつつある。

学校には、
ヤングケアラーに
「**気づく**」 **強み** がある。

ヤングケアラーへの気づきツール



学校でヤングケアラーに気づくために

ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。
また、こども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということを認識していない、
周囲が異変に気づいていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からない
などの理由から、必要な支援につながっていないケースもあります。
ヤングケアラーを把握し必要な対応を行うには、学校の先生の「気づき」が大切です。

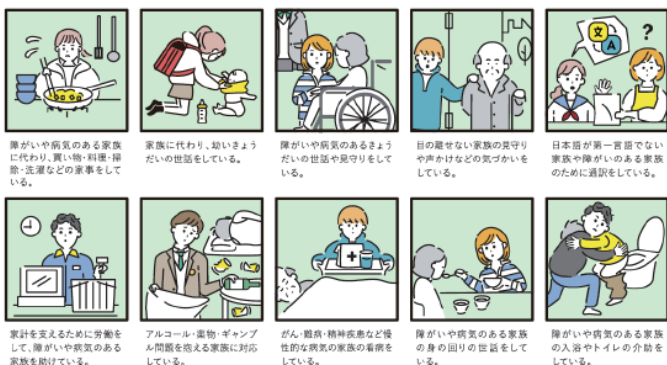
気づきのヒント

学校生活の様子	他者とのかかわり	家庭に関する情報
●欠席、遅刻、早退が多い ●不登校である ●保健室で過ごしている ●提出物が遅れがち ●持ち物がそろわない ●優等生でいつも頑張っている ●しっかりしすぎている ●服装が乱れている	●こども同士より大人と話が合う ●周囲の人に気を遣いすぎる	●児童・生徒からの相談 ●家庭訪問や生活ノート等にケアをしていると記載がある ●保護者が授業参観や面談に来ない ●幼いきょうだいの送迎をしている

無国籍児童福祉法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月）より

ヤングケアラーの状態を知る

ヤングケアラーを支援につなぐにあたっては、本人の意思を尊重すること、本人や家族の想いを第一に考えることが重要です。本人との対話の中で緊急性を確認した上で、こどもが素直な気持ちを表せる信頼関係を大事にしながら、状況の把握をお願いします。



ヤングケアラーの支援については
市区町村の「こども家庭センター」
又は児童福祉担当部署までご連絡ください
(●●●●—●●●●—●●●●)

- ・ ヤングケアラーに気づくためのポイントをまとめたポスターを作成しました。
- ・ 職員室に掲示し、「気づき」の第一歩として是非ご活用ください。

きっかけの例

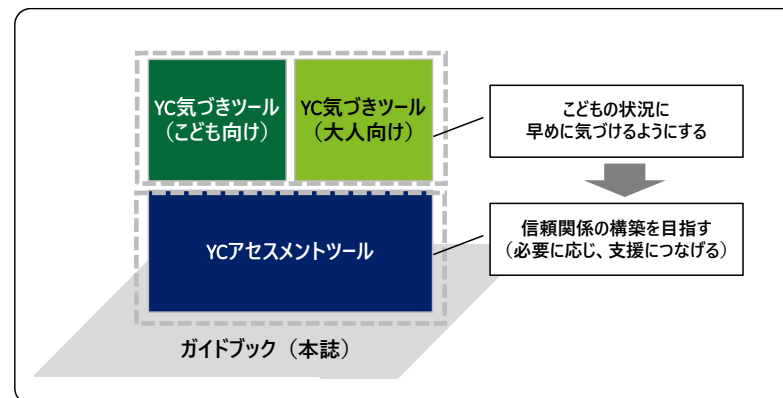
- ◇ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である
- ◇ 遅刻や早退が多い
- ◇ 保健室で過ごしていることが多い
- ◇ 提出物が遅れがちになってきた
- ◇ 持ち物がそろわなくなってきた
- ◇ しっかりしすぎている
- ◇ 優等生でいつも頑張っている
- ◇ 子ども同士よりも大人と話が合う
- ◇ 周囲の人に気を遣いすぎる
- ◇ 服装が乱れている
- ◇ 児童・生徒から相談がある
- ◇ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている
- ◇ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない
- ◇ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある

実施：有限責任監査法人トーマツ

(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」)

▼ガイドブックに掲載した内容例

図表：各種ツールの全体像（ツールは全部で3種）



「こどもの話を、こどもを主役として聞いてくれる大人がいる」環境を作る

図表：YCアセスメントツールの項目別ガイド

項目	質問項目	解説
I あなたの家族について		
1	あなたが一緒に住んでいる家族を教えてください。	・同居する家族を確認する項目。 ・家族には内縁関係の場合も含む。
2	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族はどなたですか？	・お世話が必要な家族を確認する項目。
3	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族はどなたですか？	・お世話が必要な家族の状況について、こどもがどこまで理解しているか、どのような支援が必要かを確認する項目。

・アセスメントツール等作成の背景

- 子どもが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を受けることがある。
- 国が示した報告書^{*1}において、早期に発見し適切な支援につなげる重要性が示されるとともに、幅広い分野が支援機関として明確化され、YC支援に係る関係機関の拡大が示されている。
- これらのことから、アセスメントシートの在り方について検討することが求められている。

※1 厚生労働省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月）

ガイドブックの構成

- ガイドブックの章立ては以下の通り。
- 第2章では各種ツール活用時の留意点や使用場面例、各種ツールにおける確認の視点及び項目別の解説、各種ツール活用後の流れ等を紹介している。

第1章 はじめに
第2章 各種ツールの使い方
第3章 支援へのつなぎ方
第4章 こども向けガイド
(その他、巻末資料としてQA及び付録（主要参考文献等）あり)

ヤングケアラーへの気づき

気づく



1

実態調査

こども家庭センターやヤングケアラー支援担当が行う、
個人が把握できる方法により実態調査を活用する。

2

気づきツール

過去の調査研究で設計した「YC気づきツール」等を活用する。

3

研修・出前講座

教員・生徒を対象とした研修や出前講座を積極的に活用し、
こどもの時期から、自身の人権についての「気づき」を促す
など理解促進に努める。

先行自治体の事例（埼玉県）

福祉部局と教育委員会が連携して取り組む人材育成や普及啓発活動の事例

教育・福祉合同研修

学校の教職員や市町村の福祉部門の職員等を対象に合同研修を実施し、教育部門と福祉部門の連携強化を図る。

（主な研修内容）

- ・ ヤングケアラーの基本的な理解や支援体制づくりのポイント
- ・ 市町村による支援の実践例や地域資源の活用例の紹介
- ・ グループワークでは、同じ地区ごとに分かれ、具体的な事例に関する議論や検討を通して、福祉と教育の「顔の見える関係」を構築する。



ヤングケアラーサポートクラス

県内の小中高校等でヤングケアラーに関する出張事業を実施し、児童・生徒や保護者、教職員の理解促進及び学校における相談支援の充実を図る。

（実施内容）

- ・ 元ヤングケアラーによる体験談及び大学教員等による講演等
- ・ 福祉・教育行政担当者を交えた校内研修
- ・ 元ヤングケアラー等による児童生徒との交流相談会



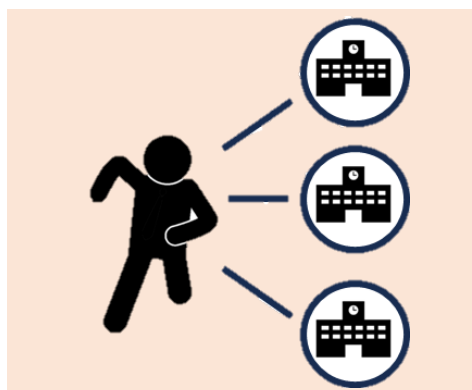
先行自治体の事例（愛知県豊橋市）

コーディネーターや巡回相談員（元教員）がアウトリーチにより学校現場を支援する事例



支援コーディネーター

- ・ ヤングケアラー支援全体のとりまとめ役として、支援コーディネーター（社会福祉士）を配置し、各種事業や啓発事業の他、教育委員会のスクールソーシャルワーカーとの定期的な情報共有を実施している。
- ・ 従来の待つ相談から、積極的なアウトリーチへシフトしたことで、ヤングケアラーの把握が進み、同時に教職員へのサポートも行えるようになった。



巡回相談員

- ・ 元校長などの元教員を巡回相談員として配置する。
- ・ 市内の全小中高校を週1～2校訪問し、教職員向けの啓発活動や教職員からの相談に応じる。
- ・ 学校では担いきれないヤングケアラーの家庭支援について、支援コーディネーターと連携し、学校と家庭支援との橋渡し役となる。

先行自治体の事例（和歌山県）

庁内の関係部局が連携し、包括的支援体制の構築に向けた取り組み事例



（庁内 WG 会議）



（市町村 意見交換会）

ワーキンググループ

「教育と福祉の連携」として、こども部局、福祉部局、教育委員会等の庁内の横断的なワーキンググループ会議を開催し、意見交換や情報共有による担当者の「顔の見える関係づくり」を行っている。

令和6年度は、ワーキンググループでこうした取組を各市町村に展開するためのパッケージを作成。

「こどもと家庭に寄り添うために教育と福祉ができること」をテーマに、8月に初めて市町村で教育と福祉の関係者による意見交換会を開催した。

先行自治体の事例（その他の事例）

教員向け研修

大分県 豊後大野市

- ・小中学校の採用から4年目までの教職員を対象に研修会を実施
- ・理解を深め、気づきや支援の留意点を学ぶ

大分県 中津市

- ・教育委員会（SSW等）との連絡会を月1回開催
- ・ヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座・研修会の実施

愛知県 豊橋市

- ・教育委員会と連携し、教員の研修プログラムの1つとして、7月と10月に実施(約200名参加見込)
- ・ヤングケアラー当事者を招き、教職員とのトークセッションを行う

出前講座

愛知県 大府市

- ・市内全ての小中学校に出向き、人権講話の時間を活用し、小学5年生・中学2年生を対象に出前講座を実施
- ・講話に続いてアンケートを実施（計1,800名程度が参加）
- ・各小中学校での現職教育※の時間を活用し、管理職を除く教職員へ市の取組を説明しアンケートを実施

大分県 別府市

- ・市内全ての小学校4～6年生、中学校1～3年生、高校1・2年生を対象に、ヤングケアラーについての学習会を開催
- ・講座の最後に実態調査を兼ねたアンケートを実施。

高知県

- ・ヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座を実施（元当事者の語り含む）
- ・5年度は、高等学校4校で開催し、生徒634名・教員100名が参加（講座後に認知度等に関するアンケートを実施）

先行自治体の事例



他にやりたいことがあっても出来なかった。。

家族みんなが頑張っているのに、
自分だけやりたいことをする選択肢はなかった。。



ヤングケアラーの問題は、こども達がケアを担うことで、
やりたいことができないなど、**こども自身の権利が守られていない**ことにある。



研修や出前講座を積極的に活用し（受入れ）、
学校において、こども自身が「**守られるべき当然の権利**」に
気付くきっかけ（**情報を得る機会**）を設けることが大切です。

・ 手引き作成の背景

- 都道府県や市区町村単位でヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるための取組が行われているが、「支援が必要なヤングケアラーを網羅的に把握しその後の生活改善までフォローできる運用方法」等は未だ十分には整備されていない。
- これらのことから、市区町村におけるヤングケアラー 把握・支援の運用方法等について検討することが求められている。

手引きの対象

- ヤングケアラー支援を行う市区町村の児童福祉部門職員や、当該地域の学校や教育委員会といった教育分野の関係者

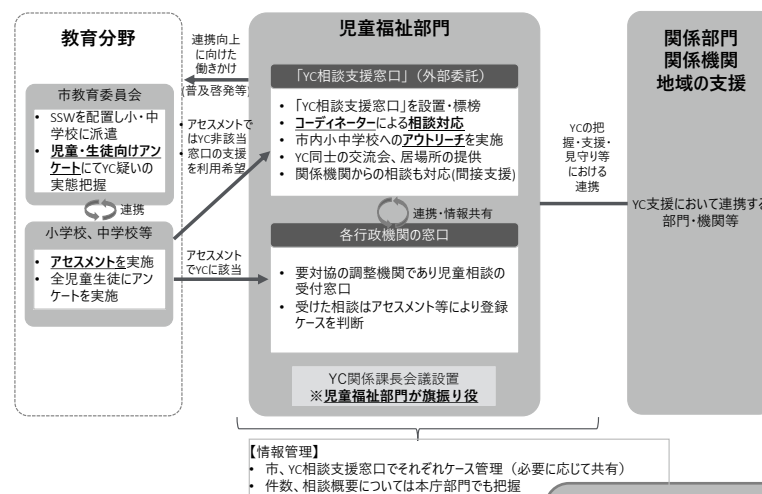
手引きの構成

- ガイドブックの章立ては以下の通り。
- 第3章では当研究事業で実施したヒアリング調査の結果をもとに、各市区町村の運用体制等を4つのパターンに分け、紹介している。

第1章 手引きの背景と目的
第2章 ヤングケアラー支援概論
第3章 ヤングケアラー支援の運用の仕組み
第4章 児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用に必要な事項
第5章 対応が困難事例ごとの留意点や工夫

▼手引きに掲載した内容例

図表7：仕組み例③-B市の事例ー



運用体制等のパターンごとに
各市区町村の特徴を
紹介

【類似の仕組みで運用する他市の事例】

D市（人口規模：50万～80万人未満）

〔2. ヤングケアラー支援の運用内容＞（2）対象者〕

- 年齢が18歳を超えたタイミングで児童福祉部門と福祉事務所の情報連携ができる仕組みを整備。所定の様式（世帯の基本情報やこれまでの支援の経緯等を記載）を作成して、福祉事務所につなぐ取り決めをしている。福祉事務所は重層的支援体制整備事業の事務局となっており、当該事業における支援方針会議では守秘義務に関する記載があるため、その枠組みの中で対応できるものと考えている。

〔2. ヤングケアラー支援の運用内容＞（3）実施方法＞5）児童福祉部門でのアセスメント〕

- 通告のあった事案は要対協としての視点と、ヤングケアラーとしての視点双方からアセスメントしている。調査の結果、ヤングケアラー支援が必要ないものと判断された場合は、終結とする。

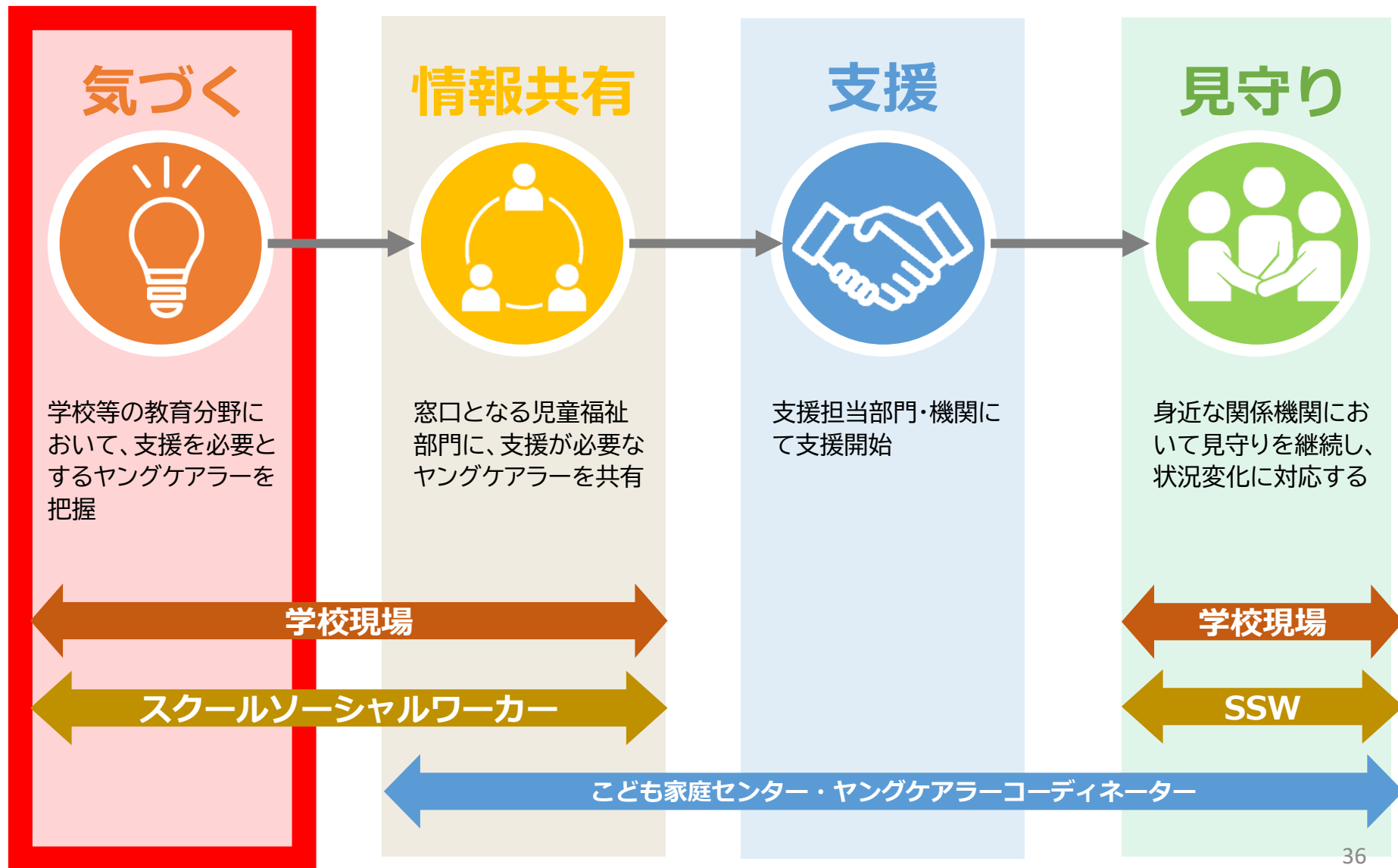
本日の説明内容

01 ヤングケアラーの法制化について

02 ヤングケアラーへの「気づき」

03 今後目指すべき方向性

ヤングケアラー支援の一般的なフロー



学校現場に協力いただきたいこと

ヤングケアラーである
可能性に**気づく**ために



実態調査への協力
(調査時間の確保や調査時の説明など)

気づきツールの活用

こどもが**自身の権利**に
気づくために



**研修や出前講座の
積極的な活用（受入れ）**

学校現場に協力いただきたいこと

- 今回の法制化は、我々の社会が、ヤングケアラーを本来守られるべき「**こどもの権利**」として捉え、「社会全体として守っていくもの」とした点について、非常に意味のあること。
- しかし、法律が改正されただけでは、「**実社会においては何も変わらない**」

実際に社会を変えるのは **自治体ごとの取組み**
そのために **学校現場の皆様**の**理解と協力**が**不可欠**！

これからの地域社会に期待されること

周囲の大人が支援が必要かもしれないこどもに気づくために、ヤングケアラーに対する正しい理解を広める

こども若者がSOSを発信する機会の確保
(実態調査の実施)
※特に若者については、民間支援団体の協力を得ることも有効

関係機関が連携してヤングケアラーの支援に取り組むことのできる体制の構築
※ヤングケアラーコーディネーターの活用

こども自身が望むことを知ることができ、こどもと家庭が誰かに頼ることを受け入れやすい地域づくり

ゆるやかに見守り、こども・家庭の変化に気づくことのできる環境づくり
※成長過程に応じてバトンをつなぐことも重要

(参考) ヤングケアラーへの具体的な支援内容

ケース例	支援内容の例	想定される主な連携先
ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	・介護保険サービス（在宅サービス（ヘルパー、ショートステイ利用等）、施設入所等）	市区町村の担当部署（介護関係等）
ヤングケアラーがケアをする対象者に障害等がある場合	・障害福祉サービス等（居宅介護（家事援助）等の利用、短期入所（ショートステイ）、障害児通所事業、施設入所等） ・訪問看護（精神障害等で医療的支援を必要とする場合） ・自立支援医療	市区町村の担当部署（障害福祉関係等）、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害福祉サービス等事業者、訪問看護事業者等
ヤングケアラーがケアをする対象者に医療的ケアが必要な場合	・訪問看護を含む医療サービス ・短期入所（レスパイトケアを目的としたショートステイ） ・自立支援医療	市区町村の担当部署（障害福祉関係等）、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護事業者等
ヤングケアラー本人やその家族に経済的支援（経済的自立）が必要な場合	・生活保護受給 ・生活困窮者自立支援機関の支援制度の活用 ・自治体の補助金の活用、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の活用、市町村会の就学援助制度の活用 ・高校等の授業料支援（高等学校等就学支援金・高校等で学び直す者に対する支援等）、高校等の授業料以外の教育費に係る支援（高校生等奨学給付金等）の活用 ・大学等の授業料等減免、（独）日本学生支援機構等の給付型奨学金・貸与型奨学金の活用 ・高校・大学等の各種修学支援制度における家計急変支援制度の活用 ・就労支援（家族からの子どもの自立、親の就労支援等） ・障害年金受給 ・傷病手当金受給	福祉事務所や市区町村の担当部署、自立相談支援機関、就学援助制度担当課、社会福祉協議会、ハローワーク、年金事務所、学校、都道府県教育委員会の就学支援担当課、（独）日本学生支援機構等
ヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	・子育て世帯訪問支援事業 ・養育支援訪問事業（未熟児や多胎児等に対する栄養指導等） ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用（きょうだいの登校支援等）	市区町村の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）等

(参考) ヤングケアラーへの具体的な支援内容

	・ 保育所の利用調整 ・ 放課後児童クラブ・児童館の利用調整 ・ 乳児の一時預かり（保育所等） ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（幼いきょうだいの利用等）	
ヤングケアラー本人のレスパイトが必要な場合	・ 居場所の提供（児童育成支援拠点事業、子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等） ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（本人利用等）	自治体の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）等
ヤングケアラー本人や家族が経験を共有できる相手を求めている場合	・ ヤングケアラー同士のピアサポート ・ 家族会（障害等により様々な存在） ・ オンラインサロン	自治体の担当部署（ヤングケアラー関係、福祉関係等）、子ども・若者総合支援センター、都道府県が委託したヤングケアラーの支援団体等
ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	・ カウンセリング ・ 養護教諭等による相談対応 ・ 医療サービス	医療機関、学校等
日常生活の支援をする場合	・ 子育て世帯訪問支援事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 食事等の提供（フードバンクの利用、子ども食堂、NPO 法人からの提供、自治体等が連携しての提供） ・ 自宅の清掃（関係機関と連携してごみ屋敷の解消等） ・ 金銭管理支援	市区町村の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等
学習支援が必要な場合	・ 児童育成支援拠点事業 ・ 学校（学校と地域が連携して行う活動も含む）、家庭児童相談室による支援 ・ 生活困窮世帯やひとり親家庭のこども向け学習支援 ・ 進路相談	自治体の担当部署（福祉関係、子育て支援関係等）、社会福祉協議会、学校等
ヤングケアラーがケアす	・ 行政等の通訳サービス（ヤングケアラー支援体制強化事業等）	自治体の担当部署（ヤングケア

(参考) ヤングケアラーへの具体的な支援内容

る対象者に日本語通訳が必要な場合	・ 翻訳ツールの提供	ラー関係等) 等
ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	・ 行政等の手話通訳派遣サービス ・ 聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供	自治体の担当部署 (障害等) 等
人生設計と一緒に考える大人が必要な場合	・ キャリアカウンセリング ・ 児童家庭支援センターへの相談 ・ ヤングケアラー同士のピアサポート ・ 学校の担任への相談	自治体の担当部署 (ヤングケアラー関係)、子ども・若者総合相談センター、都道府県が委託したヤングケアラーの支援団体、児童家庭支援センター、学校等
就労に関する支援が必要な場合	・ 新卒応援ハローワーク等における、ヤングケアラーの大学生等に対する、専門家 (公認心理師等)、学校、自治体の担当部署等とも連携した連携支援チームによる、心理的サポートを含めた一体的・総合的な就職支援 ・ 地域若者サポートステーションにおける、職業的自立に向けた就労支援	新卒応援ハローワーク等、地域若者サポートステーション
※ 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」において作成した「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」 図表 15「ケース別のサービス提供例」を参考に、こども家庭庁支援局虐待防止対策課において作成。 ※ この他、各地域において提供可能なサービスにつなぐなど適切かつ丁寧な対応を行うこと。		